

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人マンション管理センター（以下「本センター」という。）定款第13条及び第30条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、本センターを主たる勤務場所とする理事をいう。
- 三 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- 四 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける報酬及び退職手当をいう。
- 五 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤費等をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 本センターは、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤理事及び非常勤理事で定期的に本センターの職務に従事する理事（以下「常勤等理事」という。）の報酬は、年俸としその12分の1を毎月支給する。
- 3 非常勤理事（前項に規定する非常勤理事を除く。以下同じ。）監事及び評議員の報酬は、必要のつど定額を支給する。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、退職手当を支給する。

(常勤等理事の報酬の額)

第4条 常勤等理事の年俸は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する指定職俸給表が適用される職員の受けることとなる年間給与に準じて、当該常勤等理事の従事日数等を勘案のうえ、次の各号に定める号俸により算定される年間給与の範囲内で、理事会の決議を経て、理事長が定める。

- 一 理事長 指定職俸給表 5号俸
- 二 専務理事 指定職俸給表 4号俸
- 三 常務理事 指定職俸給表 3号俸
- 四 理事 指定職俸給表 1号俸

(非常勤理事等の報酬の額)

第5条 非常勤理事の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席1回につき2万5千円とする。

2 監事の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席1回につき2万5千円とするほか、監査の実施1回につき3万5千円とする。

3 評議員の報酬の額は、評議員会への出席1回につき2万5千円とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤等理事に対する報酬の支給日は毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬は、支払うべき事由の発生した日の属する月の翌月の月末までに支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

第4章 退職手当

(支給要件)

第7条 退職手当は、常勤理事が退職したときに支給する。

2 本人が死亡により退職した場合には、退職手当をその法定相続人に支給する。

(退職手当の額)

第8条 退職手当の額は、在職期間中における俸給月額が同一である期間毎に、当該俸給月額の100分の12.5に相当する金額に当該在職期間の月数を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(支給制限)

第9条 常勤理事が定款第28条の規定に基づき解任された場合は、退職手当の額を減額し又は支給しないことができる。

第5章 費用等

(通勤費等)

第10条 通勤のため交通機関を利用して運賃等を負担する常勤等理事に対し

て、その通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

2 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(福利厚生)

第11条 常勤理事に対する福利厚生は、本センターの職員に準じて行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、本センターの設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。